

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示		ページ
○地域森林計画の定め	(森づくり推進課)	1
○地域森林計画の変更(3件)	( )	1
○保安林の指定予定の通知	(治山林道課)	1
公 告		
○県営土地改良事業の計画の定め	(農業基盤課)	1
高知県選挙管理委員会告示		
○高知県選挙管理委員会委員の就任	(1・9 掲示)	1
高知県収用委員会公告		
○収用及び使用の裁決手続の開始の決定		1

## 告 示

### 高知県告示第28号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により嶺北仁淀地域森林計画を令和5年12月26日に定めたので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月19日

高知県知事 濱田 省司

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第29号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき令和5年1月高知県告示第10号で告示した安芸地域森林計画を令和5年12月26日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月19日

高知県知事 濱田 省司

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第30号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき令和5年1月高知県告示第11号で告示した四万十川地域森林計画を令和5年12月26日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月19日

高知県知事 濱田 省司

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第31号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき令和5年1月高知県告示第12号で告示した高知地域森林計画を令和5年12月26日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月19日

高知県知事 濱田 省司

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第32号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年1月19日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡四万十町大正北ノ川字タルガ谷口508の1、字青木620の6、字イラズ621の9
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字タルガ谷口508の1・字青木620の6・字イラズ621の9(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業(波介地区農業競争力強化農地整備事業(区画整理))の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧

に供する。

令和6年1月19日

高知県知事 濱田 省司

- 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
令和6年1月19日から同年2月19日まで
- 縦覧場所  
土佐市役所
- その他  
この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。  
また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

## 選挙管理委員会告示

### 高知県選挙管理委員会告示第1号

高知県選挙管理委員会委員として、次の者が新たに就任した。  
令和6年1月9日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

氏名	住所	摘要
田中 庄司	吾川郡いの町天王南三丁目3番地13	委員長
中川 香代	高知市鴨部三丁目32番25号	委員長代理委員
高野 亜紀	高知市福井東町33番16号	委員
宮上 佳恵	高知市三園町58番地	委員

## 収用委員会公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和6年1月19日

高知県収用委員会会長 近藤 啓明

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一般国道56号改築工事（窪川佐賀道路・幡多郡黒潮町荷稲宇ツグミバタ地内から同町小黒ノ川字菖蒲ノ切レ地内まで）並びにこれに伴う町道及び農業用水路付替工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
幡多郡黒潮町荷稲地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
中尾	757番口	畑	山林	26㎡	108.54㎡	71.42㎡
			公衆用道路		19.38㎡	

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。  
 （「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
 (1) 土地の所在、地番、地目及び地積等  
 幡多郡黒潮町荷稲地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
中尾	757番口	畑	山林	26㎡	108.54㎡	11.41㎡
			公衆用道路		19.38㎡	

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

- （「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）
- (2) 使用の方法及び期間  
 ア 使用の方法  
 橋梁上部工、橋面工及び足場設置工としての使用  
 イ 使用の期間  
 令和8年4月1日から令和9年5月31日まで
- 5 土地所有者の住所及び氏名  
 登記名義人 亡胎中力松 法定相続人  
 高岡郡四万十町大井川1462番地1  
 持分324分の1 田井 満壽繪  
 埼玉県本庄市牧西464番地 持分324分の1 廣谷 由加里  
 愛媛県松山市高岡町6番地  
 持分324分の1 下岡 加代子  
 四万十市中村京町四丁目16番地  
 持分324分の1 伊與木 敏郎  
 高知市杉井流11番5号 ヴィラージュ202  
 持分324分の1 小島 陽子  
 高知市薊野北町二丁目15番17号 ハイツ山本Ⅰ-101号  
 持分324分の1 田村 のぶ  
 幡多郡黒潮町入野5281番地3  
 持分216分の1 松本 宏子  
 幡多郡黒潮町佐賀橋川758番地1  
 持分216分の1 江口 智章  
 東京都中央区日本橋中洲11番14-302号  
 持分216分の1 向 忍  
 東京都中央区新富一丁目14番9号 新富A Zビル601号  
 持分216分の1 向 慶  
 四万十市蕨岡甲1019番地 持分216分の1 夕部 美也子  
 四万十市蕨岡甲1019番地 持分432分の1 夕部 純一郎  
 岡山県倉敷市玉島阿賀崎2408番地11  
 持分432分の1 夕部 志津  
 幡多郡黒潮町荷稲431番地 持分108分の1 森田 清枝  
 高知市鴨部1223番地6 持分216分の1 宮本 雄二  
 香美市土佐山田町363番地49 持分216分の1 宮本 理幸  
 高知市朝倉己177番地1 大谷ブルーハイツ307号  
 持分216分の1 伊與木 貞美  
 高知市鴨部1060番地1 サーバス鴨部第2-307  
 持分648分の1 伊與木 美智  
 神奈川県横浜市青葉区奈良町2415番地58  
 持分648分の1 米元 幸  
 神奈川県川崎市麻生区片平四丁目9番12-311号  
 持分648分の1 吉岡 由美  
 高知市弥生町2番10号 持分108分の1 清遠 幸枝  
 埼玉県狭山市大字南入曾895番地の10 ツネ美容室方

- 持分144分の1 伊與木 ツネ  
 埼玉県さいたま市南区文蔵五丁目24番5号
- 持分720分の7 左達 久美子  
 富山県中新川郡上市町眼目新45番地
- 持分144分の1 伊與木 スミエ  
 東京都板橋区蓮根二丁目28番2-611号
- 持分4,320分の7 京谷 建司  
 東京都板橋区桜川二丁目10番15-204号
- 持分25,920分の49 京谷 太一  
 東京都板橋区坂下一丁目5番10-804号
- 持分25,920分の49 田中 一美  
 埼玉県戸田市喜沢南一丁目4番17-544号
- 持分1,620分の7 伊與木 秀一  
 埼玉県川越市岸町一丁目20番地10
- 持分144分の1 小島 トミ子  
 埼玉県川越市砂新田六丁目4番地8
- 持分2,160分の7 堀井 希巳江  
 埼玉県川越市岸町一丁目26番地36
- 持分2,160分の7 小島 一浩  
 埼玉県越谷市神明町一丁目103番地4
- 持分2,160分の7 塩坪 宏予  
 東京都荒川区南千住五丁目35番8号 セレーナ201
- 持分120分の1 伊與木 智康  
 東京都台東区浅草二丁目19番3-1201号 日神デュオステージ浅草国際通り
- 持分120分の1 伊與木 宏枝  
 東京都小金井市貫井南町四丁目20番34号
- 持分144分の1 山本 善万  
 東京都江東区大島二丁目20番20-1204号
- 持分1,440分の7 山本 健太郎  
 東京都調布市西つつじヶ丘一丁目28番地2 つつじヶ丘ダイヤモンドマンション201
- 持分1,440分の7 伊藤 彩加  
 高知市和泉町6番29号 濱田方
- 持分24分の1 市原 悦子  
 四万十市赤松町9番9号 持分48分の1 沼 榮一  
 香美市香北町下野尻394番地4
- 持分48分の1 野島 喜美香  
 広島県福山市芦田町大字福田998番地2
- 持分48分の1 中山 恵子  
 広島県福山市駅家町大字上山守551番地2
- 持分48分の1 中間 秀子  
 広島県福山市千田町三丁目34番5-3号
- 持分48分の1 伊與木 秀昭  
 山口県宇部市大字東岐波1087番地 東岐波県営住宅7棟404号
- 持分48分の1 松代 和子  
 高岡郡四万十町上宮85番地 持分6分の1 又川 糸喜

<p>静岡県御前崎市新野857番地の8 グリーンビラ八木103号 持分12分の1 又川 政三</p> <p>京都府京都市伏見区横大路貴船68番地16 持分12分の1 水田 由美</p> <p>幡多郡黒潮町佐賀762番地 持分15分の1 奈路 信子</p> <p>南国市篠原1277番地 持分15分の1 池本 紋子</p> <p>高知市旭町二丁目23番地33 持分15分の1 窪田 清文</p> <p>高知市十津一丁目12番14号 持分15分の1 石田 幸子</p> <p>高知市福井町2269番地49 持分15分の1 水元 静江</p> <p>6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類 なし</p> <p>7 裁決手続の開始を決定した年月日 令和6年1月10日</p>	
--	--